

記載例②(転入)

被扶養者申告書(認定)

							出納役		出納主任		取扱主任	係		
組合員証 記号番号	※空欄					所属局(部)課名	〇〇地裁民事第1部							
組合員氏名 生年月日	共 済 太 郎 平成〇〇年〇月〇日生					※認定年月日	年 月 日							
認定を受けようとする 者の氏名・フリガナ	性別 続柄	生年月日	職業	年間所得 推計額	郵便 番号	現住所・フリガナ	※扶養親 族の認定 の有無	※給与事 務担当者 確認欄	被扶養者の要件を備 えるに至った年月日 及びその理由	※判定及び理由		基礎年金 番号 (配偶者のみ)		
										判定	理由			
キョウサイ ハナコ 共済 花子	女 妻	H〇.〇.〇	無職	0	111- 1111	〇〇シ〇〇チョウ 〇〇市〇〇町〇-〇-〇			令和〇年〇月〇日 転入			8888 -999999		
キョウサイ ジロウ 共済 次郎	男 子	H〇.〇.〇	小3	0	111- 1111	〇〇シ〇〇チョウ 〇〇市〇〇町〇-〇-〇			令和〇年〇月〇日 転入					

学年を記載してください。

配偶者の場合、配偶者の基礎年金番号を記載してください。

上記のとおり申告します。

- (転入者のみ) 上記の者は、異動日の前日に異動前の組合(裁判所共済組合の本部及び支部並びに他の国家公務員共済組合をいう)で被扶養者として認定を受けており、異動前と異動後で現況に変更はありません。被扶養者の認定に必要な証拠書類は入手後速やかに追完します。
- なお、国家公務員共済組合法施行規則第88条第4号に掲げる事項については、申述書記載のとおりです。
- 児童手当・特例給付の認定事務のために、裁判所共済組合が児童手当の認定権者に対し、配偶者の被扶養者資格の有無に関する情報を提供することに同意します。

裁判所共済組合 御中  
令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

**裁判所共済組合の本部又は支部・他府省の国家公務員共済組合からの転入者の方へ**

①本申告書に記載された者を、証拠書類の追完前に、被扶養者とみなすことを希望する場合はチェックしてください。  
②被扶養者とみなされた場合でも、認定に必要な証拠書類を30日以内に提出する必要があります。提出された証拠書類から被扶養者の要件を備えていないと判断された場合や被扶養者申告書を提出した日から30日以内に必要証拠書類が追完されない場合には、異動日に遡って被扶養者の認定が取り

1 年間別 被扶養者が海外居住の場合で、国内居住要件の例外に該当する場合は、チェックを入れてください。

システム  
組合員証

2 扶養事実の発生(消滅)の理由は、具体的に詳しく書いてください。  
3 ※印は  
4 該当す 配偶者を被扶養者にする方は、同意する場合はチェックしてください。同意がない場合、児童手当の事務担当者から、別途、被扶養者資格の有無について照会が行われることがあります。